

論」とは異なる議論があったことを指摘する、という意図が含まれていることになる。

以上のように、家庭教育史研究にはいくつかの研究対象があり、またそれぞれについてのアプローチも分裂を含んでいる。もちろん対象の違いやアプローチの分裂そのものは否定されるべきものではないが、そのような研究状況において、特定の論者に注目して、各対象やアプローチによる見方から見える論理を突き合わせつつ、それら相互の関連を含めて議論を総合的にとらえるというアプローチも、意味を持つだろう。

本論文で取り上げる森有礼文相は、行政担当者としての立場で制度を論じ、またその発言はマスメディアに発表され、論説としての意味を持った。家庭教育史研究の現状を踏まえつつ家庭教育、家庭で行う教育に関わる森文相の演説を検討することは意味のあることだろう。後述する通り、森有礼文相は教育に関する権利義務の議論で父兄について論じているとともに、一方で、家庭で行う教育についても学校と対比しつつ論じていた。両者は別の議論ではあるけれども、それを整理するとともに関連させて理解してみたい。

2. 森有礼研究

文相期森有礼の教育思想の研究において、家庭教育、家庭で行う教育に関する議論は焦点が当てられることがなかった。そのこともあって、森の教育思想は学校教育の思想によってとらえられてきたと言ってよい。

確かに、「妻妾論」を主たる研究対象として、森有礼の婚姻観、家族観については夙に研究蓄積がある。一方教育の方について言えば、森は、女子が将来家庭で教育を行うという点を含めて、女子の教育（この場合学校における教育）を論じており、その議論もよく知られている。しかし、森文相が家庭で行う教育をいかにとらえていたかを総合的に見ることや、さらに森文相にとっての「教育」の全体を家庭を含めてとらえることといった課題は見過ごされてきた。その背景には、森が文部大臣として行った施策に、家庭で行う教育を直接対象としたものが見られないこと、それと並行して、森が文部大臣として残した文書や演説記録に、家庭で行う教育に触れた部分が、学校で行う教育について述べたものに対して圧倒的に少ないこと、を挙げることができる。

第3節 構成

森有礼文相は各地における演説の中で同じ主題を繰り返し説いている。演説を検討した結果、父母や家庭について教育と関わって論ずる議論を、三つの主題の議論の中に確認できた。以下ではその主題ごとに順に森文相の演説を検討する。

すなわち第一に、子どもの教育に関わる権利義務についての議論、第二に、女子教育についての議論、第三に、学校教師が生徒の学校外の事に関わるべきことを述べる議論である。最後に、三つの主題における論理を関連させつつ総合して考察したい。

第1章 子どもの教育に関わる権利義務についての議論

本章では、子どもの教育に関わる権利義務論の中で、父母や家庭について論ずる際の論理を、検討したい。

森文相の演説の中で、父母の、子の教育に関する権利義務について最も包括的に触れているの

は、以下の演説である。

扱今更ら申す迄もなき事かは知らされとも右冒頭に述へし如く教育の方法か周密になるとか又は詳明になるとかと云ふことに付きて一二を話さん、抑も政府にて天皇陛下の聖意を奉し教育の政事をなすと云ふものは旧教育令にもある如く今日とても同様にして其の事業を政府にて引受け施行すること、即ち学校令を布ひて全国の父兄に命令しその子弟を学校に入らしむるは国家枢要の事を以て此の如きの政令をなすものたり、而かして其の子弟を引受けて教育を為す処の直接の責任を負へるは校長教員其の人なり、故に若し校長の責任を分ては一つは国家に対し一つは児童の父兄に対し尽くすべきものなりとす

依って先づ其父兄に対するものより謂はんか、児童の母なり父なり兄なり又たは後見人なりに代りて校長教員は之れに完全の教育を与へて彼らをして安心せしむべきの義務あり、人の父兄たる者は皆なその子弟をして学に就かしむるの任を国家に対して有するものなり、而してその学に就かしむるには家庭に於てするも不可なかるべく私立学校に於てするも亦不可なかるべく、各々自ら好む処に就き教育して可なるは即ち是れ父兄の自由なり

唯夫れ自由なり、然れども学には就かしめざるへからず、又た学ぶ所の課程と性質とは政府の許す処のものたらざるへからず、学に就かしむる以上は仮令不善不良の学たるも可なるの道理は千萬之無きなり、之を要するに善良なる学なれば強て公立には限らずと雖とも私立学校にては経済の点と云ひ又た之を監督する政事と云ひ能く行届かざるを以て自然公立学校を好むこととなり、現に今日にては全国靡然として公立学校に入るの有様とはなりたり、その公立学校に在る所の校長教員之を世話する戸長殊に校長は責任最も重し、即ち他人の子弟を引受けて教育するの衝に当れはなり

凡そ世の中に他人の委託を引受けて大事とすべきものは沢山なるべしと雖とも未だ他人の子弟を引受けて教育をなす程大事なる者は亦稀なるへし、故にその大事の大事たることを知るの深き校長教員の引受けたる学校にては子弟の教育を善良にし之れを知るの浅き校長教員の引受けたる学校にては子弟の教育を前者の如く善良にし能はず、左れば教育を善良にせんと欲せば他人の子弟を引受けて教育するは至極大事なりとの感覚の深きを要す、此の感覚の深ければ深き程教育を善良にし得へし、且つこれに知識学問を添へて能くこれをなせば愈々益々可なりとす

以上申せし所は格別事新らしき事にては無く各々方か平常講究して熟知せらるる所の者たり、

…… (中略) ……

扱只今国家の位置を進ましむる事を申せしか、我が日本か現今高き位置を有し居れるならば夫ほと心配は無用なれとも今日の有様は何とも口にいふへからざるだけ残念の体為なり、尤も維新以来稍進歩する処あつて幾分か国家の信用を厚くしたるには相違なきも未だ々々欧米各国の間に我が日本を押し出して考る時は実に残念至極なり、お互いに今日は何れ進歩の犠牲となり我が子孫の時代に至て始めて満足の結果を得べきのみ

誠にお互たるものは進歩の犠牲とならざるへからざることなれば其の精神もて注意の上に

注意し而して教育の事に従はれんことを切望するなり云々²⁵

この演説では、校長の責任を、国家に対するものと「児童」の父兄に対するものに分け、後者から先に順に述べている。前者については、この演説の末尾部分で触れており、上記引用にはその部分も含めてある。

演説の記録であるので言葉の足りない部分もあるが、記録から森の論理を推定してゆこう。

森文相は、父兄が国家に対して負う、子弟を学に就かせる義務²⁶について議論を展開している。すなわち、「人の父兄たる者は皆なその子弟をして学に就かしむるの任を国家に対して有するものなり」と述べ、子弟を就学させる義務を、父兄が国家に対して負うことを確認している。その際その就学を「家庭に於てするも不可なかるべく」とし、改正「教育令」下の「家庭教育」と同様、就学義務の履行形態として、家庭での就学を認めている。尤もこれには、「学ぶ所の課程と性質」が政府の許す処のものでなければならないという制約がついている。就学義務論に基づく論理はさらに以下のように続く。父兄が国家に対する就学義務を履行する仕方は、先に述べたように家庭においてすら可能であり、私立学校によっても公立学校によってもよいわけであるが、しかし「経済の点」「之を監督する政事」に照らして、自然公立学校が好まれ、今日全国で公立学校に入るように靡いている。

一方で、森の議論は、父兄が子弟を就学させる義務にはとどまっていない。そもそも森文相は、校長教員には、「児童の母なり父なり兄なり又は後見人なりに代りて」児童に「完全の教育を与へて彼らをして安心せしむへきの義務」があるとしつつ、その、父母後見人を「安心せしむへき」校長の「義務」について述べる文脈で、先の父兄の就学義務に触れているに過ぎないのである。

森文相は、公立学校の校長教員、それを世話する戸長の責任は重いと言うが、その理由は、「他人の子弟を引受けて教育」する衝に当たっているからである。その直後に「凡そ世の中に他人の委託を引受けて大事とすべきものは沢山なるべしと雖とも……」と言っているが、それは、父兄から子弟を就学させる義務の履行を委託されているという意味ではない。その理由は、第一に、その周囲二か所に「他人の子弟を引受けて」とあることである。すなわち字義通りには、教育を委託された子弟がその父兄の子弟であるということを言っていると推測される。そして、「他人の子弟」を引受けることが大事であるという感覚が、教育を善良にすることにつながる

²⁵ 「森文部大臣の演説」大久保利謙編『新修森有礼全集』第二巻、p.356-359（演説は明治 20（1887）年 1 月 25 日に鹿児島において行われた）。

²⁶ 上引の演説では森文相は、この意味において「義務」という言葉を使っていない。しかし他の演説で、明治 19（1886）年 4 月の「小学校令」を念頭におきつつ父兄の「義務」について述べた例がある。すなわち、「子弟ニ教育ヲ得セシムルハ父兄ノ義務ニ属シ」（「明治廿一年秋子爵森文部大臣奥羽六県学事巡視ノ際説示ノ要領」大久保利謙編『新修森有礼全集』第二巻、p.531）、「今日或ル勅令ニ抛レハ父兄タルモノハ其子弟ヲシテ学ニ就カシメル義務ガアル」（「森文部大臣御演達（筆記写）」大久保利謙編『新修森有礼全集』第二巻、p.548（演説は明治 22（1889）年 2 月 5 日））。

言うのである。また第二に、「他人の委託を引受けて」が単に父兄が国家に対して負う義務を委託され、引受けている意味ではないことは、その部分が、わざわざ校長の国家に対する責任と父兄に対する責任を分けて、殊更前者を論ずる文脈で言うものであることからわかるのである。

ここで問題としたいのは、森文相が「各々自ら好む処に就き教育して可なるは即ち是れ父兄の自由なり／唯夫れ自由なり」と述べる際の意味である。一つの可能性は、ここで言う「父兄の自由」が、父兄の子弟を就学させる義務上のものであり、それを履行する上での裁量権である可能性である。一方いま一つの可能性は、森文相が、父兄が子弟を教育する自由について述べている可能性である。

その際理解が分れてくるのは、第一に、「然れども学には就かしめざるへからず」から「千萬之無きなり」までについてである。前者の場合には、それは裁量の範囲を示していることになり、後者の場合には、父兄の自由に対する国家的制限を述べていることになる。また第二に、「他人の子弟を引受けて教育する」ということがいかなる基礎を以て論じられているかもなお理解が分かれる問題だろう。すなわち、父兄と子弟との関係を森文相がいかなる基礎において理解しているかという問題である。先述の通り、「他人の子弟を引受けて教育する」とは、国家に対する義務の履行を「引受け」という意味ではない。その上で言えば、前者の場合には、父兄と子弟との関係を、就学義務論を離れたそれに先立つ関係としてとらえ、それに基づいて校長教員が「引受け」という関係を見ていると言えるだろう。後者の場合には、「他人の子弟を引受けて」は、父兄の自由に基づく子弟の教育を、学校が「委託」され「引受けて」いるという意味にとらえるべきである。あるいは、森文相がこの演説で「父兄の自由」に一方の意味だけを込めたのではなく、両方の意味を込めた可能性も想定してよいだろう。

いずれにしても、学校において校長教師が行う教育は、一面で父兄の国家に対する就学義務の履行として行うものであり、一面で父兄からその「子弟を引受けて」教育する意味のものであった。父兄と学校との関係、父兄と子弟との関係をいかにとらえていたかは、森文相の教育思想を理解する上で、いわゆる森の「自由主義」と「国家主義」という、森有礼理解の根本問題に関わるものであり、検討に値する問題である²⁷。

尚、校長教員について言えば、しばしば森文相の教師観として、例えば以下の演説を根拠として、その国家主義的な性質が指摘される。

夫レカラ其次ニハ教育ノ政、此ノ大体ヲ聞テ貫ハ子ハナラン、何ノ為メニ文部省ヲ設ケテ居ルカ何ノ為メニ小学校ヲ設ケテ居ルカト云フニ、是等ハ国家ニ必要ナ為メニ設ケテアル、然ラハ国家ト云フ事カ第一ノ事デアアル、是レカ即チ主眼デアアル、斯ノ学校ニ出ル教員生徒、

²⁷ 森有礼が、国家と個人の価値的二元論に立ち、「教育」については個人の自由に属すると考えていたこと、「教育」と、国家が教育に関わる働きである「学政」を区別していたこと、については既に別の論文で明らかにした。吉田昌弘「「教育」制度の形成過程に関する歴史的研究——文部省の管轄についての制度に着目して——」東京大学大学院教育学研究科課程博士論文、2011年3月提出を参照されたい。

或ハ文部省ニ出ル役人何レモ国家カ大事デアルト云フ所ニ基クモノデ、一個人ノ便利ト一個人ノ為メニ何ニカト云ヘハ大体カ末ニナル、今日国家ニ於テ何事ヲ為スモ総ベテ其目的ヲ失ハヌ様ニシテ貫ハ子ハナラン、国家ト云フコトヲ仏門デ本尊ト立テ、政府デ行フテ居ル方ノ教育学問ニ就テハ国家ト云フ事カ本尊デアアル、此ノ本尊ヲ軽ク見ル者ハ教員生徒或ハ文部省ノ役人ニシテモ是ハ不適當ナ者デアアルカラ逐出シテ仕舞ハ子ハナラン²⁸

しかし、この引用部分は明らかに「教育ノ政」についての議論として述べられており、「教育」自体としては議論されていない。森の言う「教育ノ政」とは文部省の事務である「学政」の一部であり、それは国家・個人の二元論的な制度観を持つ森において、明確に国家事業なのである²⁹。上引の演説はこの側面からする教師の意義づけとして「政府デ行フテ居ル方ノ教育学問ニ就テハ国家ト云フ事カ本尊デアアル（傍点は引用者による）」と述べているに過ぎない。

これまでの議論を踏まえれば、通説とは異なり、森文相の教師観は、国家事業の一端を担うという国家-教師関係と、「他人の子弟を引受けて」教育するという父兄-教師関係の両方の論理の複合であると見なければならぬだろう。

第2章 女子教育についての議論

森文相が演説で家庭や父母について論ずる際の議論の主題の第二は、女子教育についての議論である。すなわち、女子教育について議論する文脈で、母が子を「養育」「教育」することに触れている。女子教育について論じた演説は数多く見られるが、いくつかの例を挙げて検討しよう。

(1)

女子教育ハ当県ニテモ漸次着手セシコトナレトモ、一般ヨリ云ヘハ女子教育ハ未タ殆ント忘レタルカ如キ景況ナリ、然ルニ教育ノ順序ヲ以テ論スレハ女子教育ハ男子教育ニ先タ、サル可ラス、蓋シ女子ハ男子ト異ニシテ子ヲ産ムトキハ直チニ天然ノ教員ニシテ家庭ノ教育ハ全ク慈母一人ノ手ニアリ、天然ノ教員ニシテ適當ノ資格ヲ得ルニ至レハ教育ノ全勝ヲ制シタルモノナリ、女子教育ノ事ニ付テハ説クヘキコト多シトイヘトモ今日ハ唯其大切ナルコトヲ一言スルニ止ムヘシ³⁰

ここでは、女子教育について論ずる必要から、女子について、「女子ハ……子ヲ生ムトキハ直チニ天然ノ教員」であるという論理でとらえる流れで、さらに「家庭ノ教育」は母の手にあると論

²⁸ 「森文部大臣御演達（筆記写）」大久保利謙編『新修森有礼全集』第二巻、1998年、p.552（演説を行ったのは明治22（1889）年2月5日）。

²⁹ 森文相の「教育ノ政」「学政」については、吉田昌弘「「教育」制度の形成過程に関する歴史的研究——文部省の管轄についての制度に着目して——」東京大学大学院教育学研究科課程博士論文、2011年3月提出を参照されたい。

³⁰ 「十一月十八日文部大臣兵庫県会議事堂ニ於テ郡区長県会常置委員学校教員ヘ説示ノ要旨」大久保利謙編『新修森有礼全集』第二巻、p.454（演説は明治20（1887）年11月18日）。

じている。これを女子論ではなく教育論として見れば、「家庭ノ教育」なる「教育」をとらえた上で、女子を教員になぞらえているということになる。

ではここで言う「家庭ノ教育」とは何を指しているであろうか。これはもちろん、先に見た、子弟を就学させる義務を履行する形態としての、家庭においてする「教育」ではない。「家庭」で「教育」が行われていることを事実としてとらえ、その中で特に子が母に「教育」されていることを事実としてとらえるものである。そして、ここではそのような意味で女子が「教員」であるのは、「天然」によるものととらえている。

(2)

女子の教育ハ教育上いちばん肝腎である、女子の教育は実に極かんじんダ、教員は女ダ、女は教員ダ、夫だから女子の教育は缺く可らざる一大肝要の事である、女は天然に教員となりて我子を胎内に居るときより、十四五歳になるまでハ実地に側に置いて教育して居るハ自然の仕組で、是ハ女親の務めだ、夫程の大事の女親だから教育を進めんとするにハ、女子の教育よりさきにせんければならん、女子の教育を重んじて充分に進めなければならん、爾来は女子が皆な教育を進めて、小学校の教員は女子に任せると云ふやうにしたいから、余程女子の教育を大切に骨をおらなければならん³¹

これも女子教育を論ずる議論の流れである。家庭における教育については、女子は子を胎内に居るときから十四五歳になるまで側に置いて「教育」する。そしてそれは「自然の仕組」であるとする。これは、単に子を「教育」するのが家庭において男ではなく女であるのが「自然の仕組」であるという意味にはとどまらず、女がその子を（家庭において）「教育」するのが「自然の仕組」によるという認識を含むと見るべきであろう。そしてそれを踏まえて、以後は小学校の教員も女子に任せるといふことにしたいという見解を示している。

(3)

女子教育 全国就学者中男女ノ比較ヲ見ルニ女子ノ就学甚タ少シ、女子ハ其子ヲ生メハ直チニ其養育ニ従事スヘキ天然ノ教員ニシテ且幼年ノ児童ヲ教育スルニハ天然巧妙ヲ得、男子ニ比スレハ遙カニ勝ル所アリ、故ニ女教員ヲ得テ小学校幼年生ノ授業ヲ担当セシムルトキハ其効益計ル可ラス、女子教育ノ忽ニス可ラサルヤ知ルヘシ、今夫レ女子教育ノ主眼トスル所ヲ要言セハ、人ノ良妻トナリ人ノ賢母トナリ一家ヲ整理シ子弟ヲ薫陶スルニ足ルノ気質才能ヲ養成スルニ在リ、女子教育ニシテ宜キヲ得サル間ハ教育ノ全体鞏固ナラサルナリ、国家富強ノ根本ハ教育ニ在リ、教育ノ根本ハ女子教育ニ在リ、女子教育ノ挙否ハ国家ノ安危ニ関係ス、忘ル可ラス、又女子ヲ教育スルニハ国家ヲ思フノ精神ヲモ養成スルコト極テ緊要ナリトス、今国家ノ為メニ要スル女子教育ノ精神ヲ言頭ハサン為メニ想像ノ例ヲ挙クレハ、母が孩児ヲ養育スル図、子ヲ教フル図、丁年ニ達シテ軍隊ニ入ルノ前母ニ別

³¹ 「森文部大臣の演説」大久保利謙編『新修森有礼全集』第二巻、p.475-476（演説は明治 20（1887）年 11 月 27 日）。

ルハ、図、国難ニ際シテ勇戦スル図、戦死ノ報告母ニ達スル図等ノ額面七八枚ヲ教場ニ掲クルコト是ナリ、女子教育ノ精神ハ此度ニ達セシメサル可ラス³²

ここでは、「女子ハ其子ヲ生メハ直チニ其養育ニ従事スヘキ天然ノ教員ニシテ」と、家庭における子の「養育」を女子が行うことを述べている。議論全体の流れとしては、上記のほか数点の必要から女子教育の重要性を述べるものである。ここではそれ全体が「国家ノ為メ」という点から論じられている。

(4)

女子教育 次ニ女子教育ノコトニ就キ述ブベシ、前ニ不就学者ノコトヲ述ベシガ其不就学者中ノ多数ハ女子ナリ、抑教育ノ点ヨリ觀ルトキハ女子ノ教育ハ男子ノ教育ニ比シテ更ニ重且大ナルモノナリ、若シ女子教育ニシテ完成セバ小学校ノ設立ヲ要セザルモ可ナル程ノモノナリ、凡ソ子ハ男女ニ拘ハラズ、皆母ノ手又ハ叔母、姉等ノ手ニ養育セラルハ常トシ、而シテ児童ノ氣質ハ概シテ其間ニ定マルモノナリ、若シ女子ニシテ教育ノ心術アレバ其手ニ係ル所ノ児童ハ皆善ク教育ノ礎ヲ得ルノミナラズ、尚ホ其上ノ発達ヲモ得テ小学校ノ教育ヲ要セザル位マデ達シ得ベシ、蓋シ女子ハ天然ノ教員ト称シテ可ナルモノナリ、夫レ然リ、天然ノ教員タル女子ノ教育ニシテ今日ノ有様ヲ以テ荏苒経過セバ、我国ノ前途ニ高キ程度ノ文明ハ殆ント望ミテ得可ラザルベシ³³

これもやはり女子教育について論ずる文脈である。子は男女にかかわらず、母、叔母、姉等の手に養育され、児童の氣質は概ねその間に定まる。だから女子に「教育ノ心術」があれば、児童は「教育ノ礎」を得るのみならず、「其上ノ発達」をも得られ、小学校の教育がいらなくらいにまで達するであろう。すなわち女子教育が完成すれば小学校の設立が必要ない程に、女子教育は重要である。このように述べる。この議論は最終的には「我国ノ前途」に「高キ程度ノ文明」を得るという点に接続しており、結局、小学校による教育と母叔母姉等による教育とは、そのための方法として、交代可能なのである。

以上の演説から、森文相が家庭で行う教育について用いている論理をまとめると、以下のようになるだろう。すなわち、森文相は、事実として「家庭ノ教育」なる「教育」をとらえていた。そして女がその子を「教育」するのは「天然」「自然の仕組」による。夫も含めて「家庭」を形成しているとすれば、「家庭ノ教育」は「天然」「自然の仕組」によるものと理解される。森文相はそのような女の意義も踏まえて、国家的見地から女子の教育の重要性を論じた。国家的見地から教育を見る際に、女子が家庭で行う教育と小学校で行う教育は、国の文明の程度を高める方法

³² 「明治廿年秋森文部大臣第三地方部学事巡視中演説ノ旨趣」大久保利謙編『新修森有礼全集』第二巻、p.484-485。

³³ 「明治廿一年秋子爵森文部大臣奥羽六県学事巡視ノ際説示ノ要領」大久保利謙編『新修森有礼全集』第二巻、p.536。

として交代可能であった。

第3章 学校教師が生徒の学校外の事に関わるべきことを述べる議論

森文相の演説で家庭や父母について論ずる際の議論の主題の第三は、学校教師が生徒の学校外の事に関わるべきとする議論である。

従来教員ハ生徒ニ読書算ノ芸ヲ教フルノミヲ以テ其職務ト思ヒ、只管其習ヒ得タル儘ヲ移シテ生徒ニ伝フレハ足レリトシタルカ如キ状況ナリシカ、是レハ一般ノ教育ノ進マサリシカ為メニ生シタル弊習トモ云フヘキカ、教員ニシテ此ノ如ク不親切ナルトキハ大切ノ子弟ヲ取扱ハシメコト誠ニ不安心ノ至ナリ、蓋シ家庭ノ教育宜シキヲ得タル国ニテハ別段ナリト雖トモ本邦ニ於テハ未タ然ラズ、故ニ教員タル者ハ父兄ニ代リテ子弟ヲ薫陶シ十分ノ教育ヲ施シ善良ノ人ヲ養成スルノ重任ニ当ラサルベカラス、郡区長ニ於テモ善ク心ヲ此ニ用ヒ教育〔『全集』のママ——引用者注〕ヲシテ人ニ師範タルノ心得ヲ十分ニ合点セシメ、皆ニ学校内ニ於テ生徒ヲ教授スルノミナラス、生徒日常ノ事ニモ立ち入りテ懇切ヲ尽サシメ、万端ノ事皆之レカ模範トナリ、相談相手トナリテ出来得ル丈ケノ世話ヲ為スノ気込ミヲ生セシメサル可カラス³⁴

ここでは、学校教員の職務は読書算を教えることだけではないとした上で、ただ学校内で生徒を教授するのみでなく、「生徒日常ノ事」にも立ち入って懇切を尽くし、万端の事について生徒の模範になり、相談相手となって世話をするような気にさせなければならない、と述べている。ただしその際、「家庭ノ教育」が宜しきを得ていないから、という理由がついていることには注意しなければならない。日本では未だ「家庭ノ教育」が宜しきを得ていないから、教員が「父兄ニ代リテ」子弟を薫陶し十分の教育を施す必要があるというのである。

すなわち、この議論は、第一に、学校に通う子どもについて、学校での教育と「家庭ノ教育」との領域の区別を前提にした議論である。その際、その領域の区別は、学校で読書算、家庭で「善良ノ人ヲ養成」する、ということではなく³⁵、ここで「家庭ノ教育」と言うのは単純に子どもがいる場ごとに異なる主体が教育を行うということに過ぎない。もちろんこれは、先に見た、学校の教育そのものが父兄の行う教育を委託されたものであるといった議論とは、位相を異にしている。

³⁴ 「文部大臣九州巡回中郡区長ノ責任ニ属スル教育事業ニ付演述ノ趣旨大意」大久保利謙編『新修森有礼全集』第二巻、p.365-366（演説は明治20（1887）年2月）。

³⁵ 森文相は、別の演説で、「教育ノ主義」について、「教育トハ読書算等ノ如キ芸能ヲ言フモノニ非ラスシテ正確ナル人物ヲ薫陶養成スルノ義ナリ、然レハ国家ノ為メニ行フ所ノ教育ハ則国家ノ良民ト為ル様ニ児童ヲ薫陶養成スルヲ謂フナリ」と述べた後、それを「小学校ニ遂行スル」方法を論じている。（「十一月十八日文部大臣兵庫県会議事堂ニ於テ郡区長県会常置委員学校教員ヘ説示ノ要旨」大久保利謙編『新修森有礼全集』第二巻、p.452-453（演説は明治20（1887）年11月18日））

そして第二に、森文相は、学校外における教育の少なくともいくらかは、本来「父兄」に任せべきものであるという前提をとっている。そうでありつつも、「家庭ノ教育」が未だ宜しきを得ないから、学校教員が学校外の領域にも踏み出して、「父兄ニ代リテ」子弟を薫陶し教育を施す、ということである。この点に関連して別の演説を見よう。

教育ノ恩 今時ノ教員〔『全集』のママ——引用者注〕ハ昔時ノ教育ト其性質ヲ異ニスルガ故ニ家庭ノ教育ハ甚タ困難ナル事情アリテ、父兄ノ応サニ為スヘキ事マテ教員之ヲ負担セサルヲ得サル事多シ、此事ハ今後四五十年モ経過セハイザ知ラス、古今内外ニ無類ノ変動ヲ受ケタル我国ノ今日ニ於テハ免カレ得ザルモノナレハ、教員タル者ハ最モ此ニ注意スルヲ要ス、若シ然ラサルトキハ児童或ハ其父母ノ無学ヲ嘲リ或ハ其迂遠ヲ笑ヒ以テ親子ノ情ヲ害スルニ至ルヘシ、而テ其罪ハ専ハラ教員ニ帰セサルヲ得ス、斯ノ如キ害ハ素ト教育ノ恩ハ主トシテ父母ニ対シ感セシムヘキモノヲ学校ニ対シテ之ヲ感スル様ニ妄導スルニ因ル、抑学校ニ於テ児童ヲ教育スルハ全ク其父母ノ心ヲ体シテ之ヲ行ヒ、其实委托ノ業トスルモノナルカ故ニ其恩ハ主トシテ父母ニ対シ感スル様ニ為子ハナラヌ事ナリ、況ヤ教育ヲ施行スル其教員ハ生徒ヨリ之ヲ恩人ナリト思フハ可ナルモ、教員自身ニ於テ己ハ生徒ノ恩主ナリト自負スルハ実ニ道德ノ何物タルヲ弁セサル者タルニ於テヤ³⁶

ここでは「父兄ノ応サニ為スヘキ事マテ教員之ヲ負担セサルヲ得サル事多シ」として、「家庭ノ教育」としてなすべきことまで学校教員が行わなければならないことがあることを述べている。言うまでもなく、ここには、「家庭ノ教育」と学校教育とが並立すること及びその領域区分が前提されている。

その上で、先の演説記録と異なるのは、「家庭ノ教育」が困難であるような事情を述べていることである。それは、「我国」が「古今内外ニ無類ノ変動ヲ受」けたことによるものであり、ここに教員が注意しなければ、学校に通う児童が父母を「無学」「迂遠」として嘲り笑い、親子の情を害するような結果となるとして憂慮している。そのような、学校で児童が得る新知識と、父母の知識に差が生じている事態こそ、「家庭ノ教育」が困難な事情として森文相が念頭においていることであろう。同時にこのような新旧のずれこそが、「父兄ノ応サニ為スヘキ事」を教員が負担しなければならない理由でもある。

森文相は、そのような新旧のずれという事態を、「古今内外ニ無類ノ変動ヲ受ケタル我邦ノ今日」と、変動期であることによって生じたものと理解している。すなわち、「父兄ノ応サニ為スヘキ事」を教員が行うことは決して本質的なことではなく、過渡的なものであった。

ところで、このような変動期の問題について、上記といくらか共通した議論をする演説があるので見てみよう。

³⁶ 「明治廿一年秋子爵森文部大臣奥羽地方学事巡視中学校職員へ説示ノ要旨」大久保利謙編『新修森有礼全集』第二巻、p.523。

昔日ノ女子其舅姑ト室家ヲ同フシ生計ヲ共ニシテ済ミ来リシハ、必竟昔日ニ於テハ女子皆同一ナル境遇ニ居リ縦令双方困難ナル事情アリシモ互ニ相容レ得タルナラン、然ルニ今日ノ女子ハ旧例故格ノ何タルヲ知ラズ、頓ニ現今ノ日新開明ノ世ニ遭遇シ殊ニ学校ノ恩惠ニ由テ稍女子ノ本分ヲ講得シ、又妻ト為リ一家ノ経済ヨリ交際ノ要国家ノ務マテモ学ヒ知ルニ至リ、昔日ノ習慣ニ成長シタル今日ノ年長即チ舅姑ノ地位ニ居ル者ハ概シテ今日開明ノ事情ニ通セス、故ニ嫁ノ知ルモノ姑之ヲ知ラズ、姑ノ知ルモノ嫁之ヲ知ラズ、方円柄鑿相容レサルノ觀ナキニ非ズ、此困難ナル時運ニ処シ一家ノ生活ヲシテ円滑ナラシムルト円滑ナラシメサルトハ、要スルニ嫁ノ心得方如何ニアリ、若シ一旦舅姑ト事アルニ方リ嫁ノ方ニ於テ舅姑教育ヲ受サリシモ此シキノ事ハ弁知シ居ルヘキ筈ナリトシテ相争ハズ、一家ノ波風立ドコロニ起ルヘシ、サレハ嫁ノ受ケタル今日ノ教育ハ反テ一家ノ風波ヲ起ス資本ト為ルナリ、若シ此学校ノ卒業生ニシテ斯ル不心得ノ者アリタランニハ、為メニ此学校ノ名誉ヲ損スルノミナラス、亦今日旧世、新世轉變ノ大事ヲモ害スルニ至ルヘシ、故ニ苟クモ此学校ノ卒業生タル者ハ身ヲ処スルヤ嫁シテモ舅姑ニ対シテハ昔日ノ旧慣ヲ忍守スル決心ナカル可ラズ、而テ今日忍守ノ辛苦ハ則チ他日善良ナル新日本国ヲ建ルニ必要ナル基礎ナリトノ真理ヲモ弁知シテ、其為メニ己ヲ犠牲ニ供スヘシト決意スル所アラサル可ラズ、サレバ今後数十年以内ニ於テ身ヲ処スヘキノ地位ニ立ツ女子ハ、忍耐ニ忍耐ヲ加ヘ其忍フヘキヲ忍ブハ勿論、忍ブ可ラサルヲモ強テ忍ンテ一家ノ風波ヲ起サル様ニ勉メザル可ラス、是余ガ今日ノ女子ハ特ニ困難ナル地位ニ居ル者ナリト云フ所以ナリ³⁷

これは東京高等女学校の卒業証書授与式での演説である。ここでは、現在は「日新開明ノ世」であり、学校で教育を受けた者は昔日の習慣によって成長した者とは相容れない「観」がなくはない、としている。そのような事態を前提に、新しい高等女学校の卒業生が嫁となったときに、舅姑に対しては「昔日ノ旧慣ヲ忍守スル決心」が必要であると論しているのである。ここで確認しておきたいことは、森文相の時代認識と、その中で占める学校の位置である。多くの家庭において未だ「昔日ノ旧慣」が生きているところ、学校で教育を受けた者は「今日開明ノ事情」も含めた新しく広い知識を得ているわけである。

さて、先の「家庭ノ教育」と学校教師について述べた演説に話を戻そう。森文相は、児童が父母を嘲り笑うような結果を来す理由について、「素ト教育ノ恩ハ主トシテ父母ニ対シ感セシムヘキモノヲ学校ニ対シテ之ヲ感スル様ニ妄導スルニ因ル」として、本来「教育ノ恩」は父母に対して感ずるものであるのに、学校に対して感ずるように誤って導いていることを述べている。

そして森文相は以下のように言う。「抑学校ニ於テ児童ヲ教育スルハ全ク其父母ノ心ヲ体シテ之ヲ行ヒ、其实委托ノ業トスルモノナルカ故ニ其恩ハ主トシテ父母ニ対シ感スル様ニ為子ハナラヌ事ナリ」。すなわち、学校で児童を教育するのは「父母ノ心ヲ体シテ」行うものであり、実際にはそれを「委託」として行っている。だから教育の恩は父母に感じなければならない。そのよ

37 「明治二十一年七月十二日東京高等女学校卒業証書授与式ニ於テ子爵森文部大臣ノ演説要旨」大久保利謙編『新修森有礼全集』第二巻、p.500-501。

うな論理を用いて、森文相は、「親子ノ情ヲ害スル」ことのないよう、学校教員が父母の立場を尊重するよう述べているのである。

これは教育に関わる権利義務論ではなく、社会的な位相での議論と見るべきであろう。社会的関係として、森文相は、教師を、本来「父母ノ心ヲ体シテ」実際は「委託」されて教育を行うものと、少なくとも一面では見ていたわけである。すなわち、教育を行う関係として、むしろ父母と子どもの関係を基礎にして、学校・教師と子どもの関係を説明する論理を用いていた。

おわりに

第1節 本論文の成果

本論文では、森有礼文部大臣が行った演説における、教育と関わって父母や家庭について論ずる際の論理を整理検討した。森文相は各地における演説で同じ主題を繰り返し説いており、その主題のうち特に、子どもの教育に関わる権利義務についての議論、女子教育についての議論、学校教師が生徒の学校外の事に関わるべきことを述べる議論の中で、父母や家庭について教育と関わって論ずる議論を確認できた。

それらの主題における議論を、相互の関係を考慮しつつ総合してみると、以下のような論理を構成することができるだろう。

森文相は、権利義務論の位相では、父兄はその子弟を「学に就かしむるの任」を国家に対して有するとともに、一方で、子弟の教育についての「自由」を有することを認めていた。学校での教育は、一面で父兄の国家に対する就学義務の履行として行うものであり、一面で父兄からその「子弟を引受けて」教育する意味のものであった。(第1章)

また、社会的位相においては、森文相は、事実として家庭で「教育」が行われることをとらえ、それを指して「家庭ノ教育」という言葉を用いている。そして女がその子を「教育」するのは「天然」「自然の仕組」によると考えていた。夫も含めて「家庭」を形成しているとすればすなわち「家庭ノ教育」そのものが「天然」「自然の仕組」によって説明されることになる。

もちろん子どもが学校に通うことも事実であって、学校であれ家庭であれ、子どものいる場ごとに異なる主体が教育を行うことを森文相は認識していた。ここで、国の文明の程度を高める方法として、女子が家庭で行う教育と小学校で行う教育は交代可能であった。(第2章)

その上で、森文相は、学校で行う教育は「父母ノ心ヲ体シテ」行うものであり、実際には「委託」として行うものであるから、「教育ノ恩」は主として「父母」に対して感じさせるべきであって、それを学校に対して感じさせることにより「親子ノ情」を害することにならないようにすべきことを述べていた。また、「家庭ノ教育」が未だ宜しきを得ないから、学校教員が学校外の領域にも踏み出して、「父兄ニ代リテ」子弟を薫陶し教育を施すべきことを述べるにしても、それは「古今内外ニ無類ノ変動ヲ受ケ」た変動期であることによって生じた、新旧のずれによるものと理解しており、決して本質的なことではなく、過渡的なものと扱っていた。(第3章)

また、森文相の教師観について言えば、権利義務論の位相において、国家事業の一端を担うという国家-教師関係と、「他人の子弟を引受けて」教育するという父兄-教師関係の両方の論理を含んでいたと言える。社会的な位相では、そもそも学校で行う教育は「父母ノ心ヲ体シテ」行う

ものであり、「教育ノ恩」は主として学校ではなく「父母」に対して感じさせるべきであると述べており、すなわち、教育を行う関係として、むしろ父母と子どもの関係を基礎にして、学校・教師と子どもの関係を説明する論理を用いていた。加えて言えば、学校教員が学校外の領域にも踏み出して、「父兄ニ代リテ」子弟を薫陶し教育を施すべきことを述べているが、それは「古今内外ニ無類ノ変動ヲ受ケ」た変動期における過渡的なものであった。

第2節 本論文の成果の意義と今後の課題

以上の森文相の論理について、さらに検討を要する点を、先行研究との関係にも言及しつつ述べてみたい。

第一は、森文相の「教育」について、学校教育を含めた全体構造を明らかにすることである。この点、森有礼の「学政」と「教育」の区別や、個人の自由と国家的価値の、学校における接点については、既に別の論文³⁸で検討した。本論文で見た、父母や家庭について論ずる際の森文相の論理に、同論文の所説は整合的であると思われる。

第二は、家庭教育史における位置づけである。本論文では、森有礼が既に明治20(1887)年頃において事実として家庭で行われる教育を指して「家庭ノ教育」という言葉を用いていたことを示した。これは家庭教育についての言説研究で指摘される家庭教育論の成立期よりも早い時期にある。森の「家庭ノ教育」を家庭教育に関する言説史の上にかに位置づけるかは今後検討されなければならない。

とりあえず注目しておきたいことは、森有礼文相が父兄の権利義務を論ずる論理に、教育に関する父兄の自由、ないし就学義務に先立つ関係が含まれていたことである。したがって、一面では、事実として家庭で行われる「家庭ノ教育」も、これらに根拠づけられることになる。

森文相の議論は、一面で言説上の家庭教育論と見ることができる。森文相が確かに「家庭ノ教育」を学校での教育に「対」するものとして扱っていたとしても、それは事実として教育の区分の問題であった。その上で、森文相の論理は、国家的見地からする「公教育」には回収されない、個人の「教育」の自由、ないし就学義務に先立つ関係という基底を一方で持っていたわけである³⁹。家庭教育論史として森のこの議論をいかに位置づけるかは問題となるだろう。「近代日本で主流となる家庭教育論とは異なる家庭教育論」がここにも見られるということでもあるが、森文相の議論の位置づけの問題は、その「主流」が「主流」となった背景にも関わるものだろう。

また、森文相の議論は、権利義務論上の「家庭教育」概念の問題においても意味を持つ。家庭においてする就学義務の履行について、「学ぶ所の課程と性質」が「政府の許す処のもの」でなければならないというのも、父兄の自由の面を基礎に見るとすれば、父兄の自由に対する国家的制限ということになる。先行研究では、『文部省示諭』で言う「家庭教育」は父兄の就学「責任」上のものであるとされてきた。しかし森文相にとってはそれは同時に父兄が自由に基づいて、ないし就学義務に先立つ関係に基づいて「教育」を行う一形態でもあるわけである。これを見れ

³⁸ 吉田昌弘「「教育」制度の形成過程に関する歴史的研究——文部省の管轄についての制度に着目して——」東京大学大学院教育学研究科課程博士論文、2011年3月提出。

³⁹ この点が森有礼研究において重要な意味を持つことも、既に本文中で指摘した。

ば、逆に、『文部省示論』やそれと同時期の他の議論において、「家庭教育」の父兄の自由に属する側面が意識されていたのかどうか検討するという課題が提起されるだろう。その作業は、本論文で見た森文相の論理を教育に関する権利義務論の歴史の上に位置づける作業でもある。

第三は、森有礼が「家庭ノ教育」を「天然」「自然の仕組」によるものと理解していることに関わる。森有礼にとっての「天然」「自然」の秩序をより多方面に究明してゆく必要がある。それは本論文で明らかにした母と子の関係とともに、夫婦の関係を合わせて「家庭」を根拠づけている可能性もあり、さらに個人の「自由」に及ぶ可能性もある。「天然」「自然」と国家との関係も含めて究明することで、新しいトータルな森有礼理解を提示することにつながると考えられる。

【付記】本研究は、JSPS 科研費 JP24730661 の助成を受けたものである。